

インフルエンザ予防接種費用 一部助成のお知らせ

■小児季節性インフルエンザ
(任意予防接種)

市では、次の方を対象に小児季節性インフルエンザ予防接種の一部助成を行っています。

▼対象者：接種日当日、当市に住民票がある方で、次の①②のすべてに該当する方

① 接種日において1歳以上中学3年生までの方

② 保護者が任意の予防接種であることを認識し、予防接種を希望する方

▼助成回数

○ 1歳以上13歳未満の方：2回
○ 13歳以上中学3年生まで：1回

▼助成額：1000円/回

▼接種期間：10月1日(木)～平成28年1月31日(日)

※助成期間以外の接種は全額自己負担となります。

▼接種場所：任意予防接種協力医療機関

▼接種方法：任意予防接種協力医療機関に予約の上、接種してください。

※医療機関によっては、ワクチンがなくなり次第終了となる場合があります。ご了承ください。

※協力医療機関については、ホームページまたは9月1日(火)

以降に予防接種設置場所に置いてある予防接種票に添付されている説明書をご確認ください。

▼予防接種設置場所：健康増進課・市民窓口課（伊奈庁舎・谷和原庁）・子育て支援室（フラ

予防接種を受ける際は 母子手帳を持参しましょう

20歳になるまでの予防接種を受ける際は、予防接種の種類に関わらず、接種歴・接種間隔などを確認する為に必ず母子健康手帳の提示が必要となります。

また、母子健康手帳は、接種した予防接種の記録を医師が確認および記録する大切なものでもあります。予防接種の接種歴は、進学や就職でも必要になる場合がありますので、予防接種の後には、接種した予防接種の記録が記載されているか必ずご確認ください。

■住民票のある市区町村での接種が原則です

定期予防接種は、住民票がある市区町村の予防接種で接種することが原則です。接種日当日に、住民票がない場合は、全額自己

ワリー・おひさま・富士見ヶ丘認定こども園・きらくやま)
▼持ち物：母子健康手帳、小児季節性インフルエンザ予防接種、被保険者証

■高齢者インフルエンザ予防接種(定期予防接種)

▼対象者：当市に住民登録がある方で、次のいずれかの要件に該当する方

① 65歳以上の方

負担となります。

※長期里帰りされている場合や入院・入所などやむを得ない事情で茨城県内定期予防接種広域事業協力医療機関外での接種を希望する方は、接種前に健康増進課へご相談ください。

■予防接種には対象年齢があります

定期予防接種には、公費負担(無料)で受けることができる(対象年齢が定められています。特に、麻しん風しん混合(MR)

第1期・第2期、日本脳炎第1期・第2期、水痘、二種混合(DT)第2期については、対象年齢を過ぎてしまう方が増えていきます。接種漏れがないか母子健康手帳をご確認ください。

※予防接種の再発行は、健康増進

② 60歳～64歳の方であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい

を有する方(各障がいについて身体障害者手帳1級および2級所持者)

▼接種期間：10月1日(木)～平成28年1月31日(日)

▼公費負担金額：2000円

▼接種回数：1回(2回目以降は、全額自己負担となります)

課窓口で母子健康手帳を持参の上、申請してください。

■余裕をもって接種しましょう

予防接種を受ける際には、医師による健康状態の確認があります。接種日当日でも、医師の判断で接種を見合わせる事があります。それにより、対象年齢内に接種できなかった場合でも、対象者年齢を過ぎてしまった場合は、全額自己負担となります。そうならないように、余裕をもった予防接種スケジュールを立てましょう。

※入院など長期療養によりやむを得ない事情で定期予防接種を受けることができなかった場合は、健康増進課へご相談ください。

■予防接種について理解しましょう

小冊子「予防接種と子どもの健康」を読んで、予防接種の必

▼接種場所：茨城県内定期予防接種広域事業協力医療機関
※事前に医療機関で、協力医療機関に登録されているかを確認してください。

※施設に入所している方や病院に入院している方で、県外の医療機関で接種を希望される方は、事前に健康増進課へお問い合わせください。

◆対象の方には9月下旬にご案内をお送りします。

要性、効果、副反応、対象年齢、接種間隔、回数などについて理解しておきましょう。紛失した方は、健康増進課で再交付できます。

■未成年者の予防接種は原則保護者の同伴が必要です

保護者とは、親権を行う者または後見人をいいます。やむを得ない事情で保護者が同伴できない場合は委任状が必要です。事前に、保護者が委任状を記入し、接種当日同伴する親族が医療機関にご持参ください。また、13歳以上の方が、保護者の同伴なしに予防接種を受けるには、同意書も必要になります。※同意書は、健康増進課窓口、委任状は、健康増進課窓口、協力医療機関窓口または市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

健康」を読んで、予防接種の必